

米粉等利用拡大支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食料安全保障の観点から、海外の情勢に影響を受けている小麦粉の代替原料として米粉等を活用した商品の開発及び生産を支援することで、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした福島市産米粉等の利用拡大と、米粉等を活用した商品の流通・加工の定着を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金による取組については、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年3月29日規則第20号）（以下「規則」という。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付対象者、交付要件及び交付額)

第2条 交付対象者及び交付要件は別表1に掲げる事項とする。また、交付額は同表に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 要綱第3条第3項の規定により、交付額は1円未満切り捨てとする。

(交付申請)

第3条 交付要件を満たし、補助金の交付を受けようとする者は、規則第23条の規定により規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に代えて、米粉等利用拡大支援事業補助金交付申請書兼交付請求書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請にあたっては、規則第4条第2項の規定により規則第4条第1項各号に定める書類を省略して行うものとする。

3 補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな交付申請の受付は行わないものとする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付にあたっては、規則第22条の規定により規則第4条第1項、規則第14条及び規則第17条第2項の手続きを併合して行うものとする。また、規則第5条、規則第7条及び規則第15条の手続きを併合して行うものとする。

(変更の承認)

第5条 補助金の内容の変更について市長の承認を受けようとする者は、規則第23条の規定により規則第9条第1項に定める補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書に代えて、米粉等利用拡大支援事業変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（事業実施期間）

第6条 この事業の実施期間は、原則として事業を承認した年度の別に定める期間とする。

（他の施策との調和）

第7条 市は、この事業の実施にあたって国・県の講じている施策等との整合性に配慮するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月16日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（別表1、第2条関係）

交付対象者	市内の食品の加工・製造を行っている事業者
交 付 要 件	(1)福島市産の米粉等を、小麦粉の代用原料として概ね2割以上使用した商品を開発又は生産すること (2)別に定める申請期間内に米粉等が納品され、支払いを終えていること (3)納品書（日付、宛名、品目、数量、金額がわかるもの）、及び領収書（日付、宛名、金額がわかるもの）により購入数量と支払いの事実が確認できること。 ※領収書は通帳のコピー等、支払いの事実が分かる書類で代えることができる ※領収書に日付、宛名、品目、数量、金額の記載があれば、納品書は省略できる (4)国、他の地方公共団体、福島市の他事業の支援を受けていないこと
交 付 額	(1)米粉等商品開発支援：補助金の額は、1申請当たり、次に掲げる額の合計額又は10万円（上限）のいずれか少ない額とする。 ア 新商品開発費（試作品の米粉等の原材料費、調査経費等） イ 包装資材等の作成（デザイン作成費、パッケージ作成費等） ウ 新商品PR費（広告、宣伝費等） (2)米粉等原料購入支援：補助金の額は、別表2に定める米粉等と小麦粉の1キログラム当たりの価格差の3分の2相当額に、使用した原材料の購入量を乗じて得た額とする。ただし、1円未満は切り捨てとする。
留 意 事 項	補助は1経営体に対し、第1期、第2期それぞれ1回とする。ただし、商品開発支援と原料購入支援を同時に申請することは妨げない。商品開発支援について、一度補助を受けた新商品については、再度の申請はできない。

（別表2）

代用原料	補助額(1キログラム当たり) 米粉等の小麦粉との価格差の3分の2相当額
米 粉	1 1 5円
うるち米	2 1 5円
玄 米	1 3 0円
玄 米 粉	2 6 5円
も ち 米	2 5 0円
も ち 米 粉	3 8 0円